

令和 5 年度
仙台市中心部震災メモリアル拠点調査検討支援業務
仕様書

令和5年2月
仙台市まちづくり政策局

1 委託業務名

令和5年度 仙台市中心部震災メモリアル拠点調査検討支援業務

2 目的

本市は、東日本大震災の経験と教訓を後世に継承するため、震災メモリアル事業に取り組んでおり、現在、市中心部における拠点（以下「中心部拠点」「本拠点」という。）の整備に向けた検討を進めている。令和2年10月に有識者より提出された「仙台市中心部震災メモリアル拠点検討委員会報告書」で、本拠点の基本的な理念が「災害とともに生きる文化の創造」と示されたことを受け、本市では「防災環境都市・仙台ならではの災害文化創造拠点」の整備を目指している。

令和4年1月には「中心部拠点」を、かねてより本市で検討を進めていた「音楽ホール」を複合化し、「せんだい青葉山交流広場」へ整備することを決定し、同年9月に「中心部拠点」と「音楽ホール」の複合施設（以下「複合施設」という。）に係る基本構想策定に向けた「国際センター駅北地区複合施設基本構想に関する懇話会（以下「基本構想に関する懇話会」という。）」を立ち上げ、令和5年夏頃の基本構想策定に向けた検討を進めている。また、基本構想策定後、速やかに基本計画の検討に着手し、引き続き複合施設の整備に向けた検討を進めることとしている。

本業務では、令和5年夏頃を予定する複合施設基本構想の策定、その後の基本計画策定に向け、主に「中心部震災メモリアル拠点」の検討に必要な調査・検討の支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 委託業務内容

受注者は下記業務を行うこと。なお業務実施にあたっては「仙台市中心部震災メモリアル拠点検討委員会報告書（令和2年10月）」を始めとする、これまでの検討経過を踏まえるとともに、本市及び本市が指定する有識者と随時相談の上、実施すること。

（1）複合施設基本構想 策定支援業務

令和5年夏頃の策定を予定する複合施設基本構想の策定に向け、主に下記業務を行うこと。

①「基本構想に関する懇話会」における各種資料の作成等

複合施設基本構想の策定に向け、令和4年9月に立ち上げた「国際センター駅北地区複合施設基本構想に関する懇話会」にて使用する各種資料の作成及び必要な調査、検討等の支援を行うこと。

なお、懇話会の各種運営等（会場設営・当日進行）は本業務の対象外とする。

懇話会は令和5年度前半に2回の開催を予定し、それぞれの議題は下記を予定する。

・第5回懇話会（令和5年4月頃実施予定）

議題：複合施設基本構想の中間案について

・第6回懇話会（令和5年6月頃実施予定）

議題：複合施設基本構想の最終案について

②複合施設基本構想策定における各種資料の作成等

令和5年夏頃の複合施設基本構想の策定に際し、必要な各種資料の作成及び必要な調査、検討等の支援を行うこと。

(2) 複合施設基本計画 策定支援業務

複合施設基本構想策定後速やかに着手する予定の、複合施設基本計画の策定に向け、主に下記業務を行うこと。

①複合施設基本計画策定に向けた各種資料の作成等

複合施設基本計画の策定に向け必要な各種資料の作成及び調査、検討等の支援を行うこと。

なお、基本計画策定に向け本市が有識者を交えた検討組織を立ち上げた際は、検討会議にて使用する各種資料の作成及び付随する調査検討を本業務にて行うこととする。

基本計画の策定にあたり、検討を要する事項は主に下記を想定する。

【検討事項（想定）】

- ・本拠点における具体的な事業計画（展示方針を含む）
- ・運営手法及び事業推進体制の検討（求められる人材、人員数などを含む）
- ・施設スペース（諸室）機能、ブロックプランの検討
- ・周辺施設、関連施設との連携手法等
- ・その他、基本計画策定に必要な事項

(3) 業務成果の取りまとめ

本業務において作成した各種資料、および各種調査・検討の経過・結果について、次年度以降の参考となるよう取りまとめ、本市へ電子データにより提出すること。

取りまとめ方法は本市との協議の上、決定するが、時系列や項目ごとに分類し見出しを付けるなど、検索性・閲覧性を担保すること。

5 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料等（以下「成果品等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- ・受注者が著作権を有しない資料（受注者以外が作成した資料等）を除き、受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する成果品等の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）を、成果品等の引渡時に、仙台市へ無償で譲渡するものとする。

ただし、受注者が本業務委託の契約前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に著作者が当該権利の一部を仙台市へ無償で譲渡することにより、仙台市及び受注者の共有とするものとする。

- ・仙台市は、前項に基づき著作権の譲渡を受けた成果品等について、受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・受注者は、仙台市が当該著作物の利用目的の実現のために第1項に基づき著作権の譲渡を受けた成果品等の内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- ・受注者は、本市が承諾した場合には、成果品等を使用若しくは複製し、又は成果品等の内容を公表することができる。

6 守秘義務について

- ・受注者は、業務委託契約書第 4 条の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・受注者は、本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ・受注者は、本業務に関して本市から貸与された情報その他知り得た情報を本業務に関係する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、本業務に関して本市から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、本市の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、本市への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、本業務の遂行において貸与された本市の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またそのおそれがある場合には、これを速やかに本市に報告するものとする。

7 履行方法

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。
- (3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。

8 その他留意事項等

- (1) 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、指示を受けること。
- (3) 受注者が本業務を実績の一環として、営業活動の際に使用することは差し支えない